

# 賃貸住宅の賃貸借契約に関することでお悩みの方 ご相談を受け付けます。

例えば 借主の方

- 家主から一方的に家賃を値上げすると言われた。
- 理由もなく家主から賃貸契約の更新を拒否された。
- 退去したのに敷金を返してもらえない。
- 退去時に多額の修繕費を請求された。

例えば 貸主の方

- 借主さんが家賃を滞納している。
- 更新料を払いたくないと言われた。
- 賃貸借契約書を交わしたい。



などの状況にある方のご相談に応じます。

## 相談料は無料です。

本事業は国土交通省の指定を受け、住宅賃貸借契約の適正化を目的として実施します。

\*相談日時

毎週 金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前 10 時から午後 0 時 及び 午後 1 時から午後 4 時

\*相談会場

和歌山市九番丁 1 番地 中谷ビル 2 階

\*要予約

電話 073-432-9775（平日午前 10 時から午後 0 時及び午後 1 時から午後 4 時）

住宅セーフティネット基盤強化推進事業 補助事業者 和歌山県行政書士会

〒640-8155 和歌山市九番丁 1 番地 中谷ビル 2 階 電話 073-432-9775